



当三郎の代は、村役人を独占する頭百姓とその下で台頭してきた脇百姓が対立する時期と重なる。一般的に頭百姓は中世土豪の系譜をひき、庇、白壁、袴、苗字などの諸特権を有していた。これに対して、脇百姓は本百姓よりも低い身分に置かれ、諸特権の行使は許されなかった。両者の対立は、経済力を増してきた脇百姓が、家格の上昇を目ざしたことに起因する。頭百姓はこのような状況を厭い、村法を盾に秩序を維持することに固執した。

代表的な2つの事件を紹介したい。享保期と宝暦期に小西郷村で発生した「袴剥ぎ取り事件」である。袴を着用したのは脇百姓で、それを剥ぎ取ろうとしたのは頭百姓であった。

次表が事件の概要である。

	享保期の事件	宝暦期の事件
発生した日	享保 12 年(1727) 1 月 3 日	宝暦 13 年(1763)11 月 22 日
事件の訴人	小西郷村の権十郎	小西郷村の久蔵と母つる
相手方	小西郷村の治右衛門一家(一類) 13 軒	小西郷村の当三郎親子、当三郎と同姓の者 17 軒
事件の概要	権十郎の父彦十郎の葬儀において、脇百姓である権十郎が袴を着用し、さらに被葬者にも袴を着せていることが発覚し、頭分の治右衛門一家が、葬礼の道をふさいで、二人の肩衣を剥ぎ取るようになった。	久蔵と母つるが、黒野御坊(本願寺黒野別院)へ仏参した帰りに、当三郎親子や近親の者に待ち伏せをされて、着ていた袴を剥ぎ取られた。
裁定	権十郎は、下西郷村の庄屋久兵衛とともに、同年の3月5日、加納藩の会所へ行き、口上書を提出したが、裁定の結果は不明。	翌 14 年に当三郎・甚右衛門らが、大垣藩預り役所へ提出した請書によると、久蔵と母つるが「袴を剥ぎ取られるような家筋でない」と主張したことは認められなかった。しかし彼らに厳しい咎めはなく、このことを当三郎らは「御慈悲を以、御宥免被成下、難有奉存候」と述べた。

どちらの事件も、訴人は脇百姓で、仏事を行うにあたり禁止の袴を着用したことに端を発するものである。頭百姓はこれを力づくで剥奪しようとしたため、争論が発生した。袴を剥ぎ取られた側は、剥ぎ取った側を相手取り、袴着用の正当性を領主へ訴え出た。(注 享保期は加納藩支配、宝暦期は大垣藩預り役所支配)

享保期の事件を具体的に見てみよう。小西郷村の脇百姓権十郎は、亡き父の葬儀で禁止されていた袴を着用したため、庄屋の治右衛門(小島家第6代当主)から脱ぐことを求められた。しかし権十郎は、「存じ寄らざる儀、如何様の儀に而、左様に申され候哉」と反論した。治右衛門は、「御公儀様より仰せ付けられ候は、治右衛門一類より外、上下(袴)着

せ申す間敷と仰せ付けられ、慥成る証拠物頂戴仕り申すべく候」と説き伏せた〔C150-2 「権十郎口上書之写」〕。庄屋の治右衛門に連なる一家は、左平治、弥藤治、甚蔵など十余名に及ぶ。これらの者は一類として袴着用を公認されており、それ以外の者は許されないというのが、治右衛門一家の主張であった。この対立の仲裁には西改田村の教徳寺が入り、権十郎に肩衣をとって葬礼を済ませるように言い含めたが、その後どのように「双方納得」となったかは明らかでない。

一方、宝暦期の事件は、小西郷村の久蔵と母つるが、黒野御坊（光順寺）へ仏参した帰りに、当三郎親子と近親の者に待ち伏せされ、袴を剥ぎ取られたことに不満をもつものであった。訴えられた当三郎は、第8代の当三郎である。

大垣藩預り役所へ提出した訴状によれば、久蔵らは「私上下（袴）剥ぎ取り申し候程の家筋の者に御座候哉」と言い、当三郎親子らの非を訴え出た〔C152-3 宝暦13年11月「乍恐奉追訴願上御事」〕。これに対して、当三郎は「脇頭の儀は、私老人に限り候儀に而御座なく候、私同姓の者共、拾七軒御座候」と言い、同姓の者すなわち当三郎一統全員を呼んで、久蔵らが願うところを話し、双方の吟味をお願いしたいと反論した〔C152-2 宝暦13年11月28日「乍恐以書付奉願上候事」〕。そして、久蔵とつるの家筋は脇百姓で間違いないこと、当村にて古来より頭百姓と申す者は同姓（小島）の外に一人もなく、村法を堅く守るように、久蔵とつるへ話してほしいと願い出たのであった〔C152-4 宝暦13年12月1日「乍恐以書付奉願上候事」〕。裁定の結果を示す文書は見当たらないが、翌14年、当三郎、甚右衛門らが大垣藩預り役所へ提出した請書によると、久蔵とつるの申し出は「相立ち申さず」という結果となった。

二つの袴剥ぎ取り事件から、村の状況を次のようにとらえることができる。

- 頭百姓と脇百姓の家格の違いは、歴然として存在した。頭百姓は脇百姓よりも優位に立ち、袴着用のような特権を守るため、脇百姓の違反行為を見逃さず、剥ぎ取ることも辞さなかった。
- 頭百姓は苗字をもち、同じ家筋の者を一類と見なし共に行動していた。享保期における小島一類は治右衛門一家と呼ばれ左平治、弥藤治、甚蔵など13軒、宝暦期における小島一類は当三郎を中心として、政右衛門、平蔵、左治兵衛など17軒に拡大していた。
- 頭百姓は、村の社会秩序を維持するため、村法を盾として、頭百姓の家筋でない脇の者が袴を着用することなどを禁止した。
- 脇百姓の中には、宝暦期の久蔵のように、仏事で袴を着用したり、戸前付きの古い家屋を買ったりして、頭百姓の特権に踏み込もうとする者が現れていた。経済的に力をつけてきた脇百姓は、頭百姓と対等に振る舞い、家格の上昇を目指すようになった。

## (2) 取噺人を任せられた当三郎 —中島村惣作地出入一件から—

村政に長じた庄屋は、取噺人（取扱人）として、他村で発生した出入（喧嘩・もめ事）の仲裁役を任されることがあった。役所で処理するよりも、当事者の双方が納得するように和談を行っていく方が、時間や手間をかけず合理的と考えられたのである。中には納得できず、公儀へ訴え出る者もいたが、取噺人はできるだけ現地で解決するように奔走した。

当三郎は、厚見郡中島村の共有地扱いに関するもめ事の仲裁役を任せられた。天明元年（1781）のことである。当三郎が記した「厚見郡中島村惣作地出入一件」は、この時の模様を詳細に記している。

中島村は当初加納藩領であったが、藩主安藤家の転封により宝暦5年（1755）幕府領となり、安永4年（1774）大垣藩の預り地となった。小西郷村も大垣藩預り役所の支配下にあり、両村の村役人は顔見知りであったと思われる。

中島村の出入は、庄屋六兵衛を中心とする35人の一党が訴え出たことによる争論である。問題は「甚吉を中心とした徒党（7人）が、惣作地（共有地）を勝手に開墾して神畑とし、不当に作徳米を得ている」という点にあった。

当三郎は、大垣藩役人の中西文平から役所へ来るように呼び出され、天明元年閏5月24日、江口村庄屋の元右衛門、鏡島村庄屋常右衛門の子仙蔵とともに参上した。役所が当三郎に話したことは、次の5点であった。

- ・ 先だって元右衛門と常右衛門に申し付けた中島村の出入は解決に至らなかった。
- ・ 中島村では「5人の者が村の惣作地を勝手に耕作している。しかし、これは免地（年貢地）であるから取り上げたい」と30余人が訴え出たことから、問題が発生した。
- ・ 作人の5人は、「この土地は、私たちが開墾したもので、検地の際に縄請を受けたが、その後神畑とし、作徳米は神社の修復に用いるつもりでいる。近年は修復がないため、作徳米は預かっているが、必要な時はいつでも差し出す用意がある」と反論した。
- ・ そのほかに中島村では、門屏普請で出入が起き、江戸表の裁定により、解決の運びとなった。しかし、祭礼等も勤めず、社地修復等も行わずという事態は続き、これらも結局は出入を引き起こす要因となった。
- ・ 郡奉行は、当三郎を仲裁役とし、「元右衛門、常右衛門と申し合わせて、中島村の出入が収まるように和解させてほしい」と要請した。

中島村では、惣作地を勝手に開墾したことだけでなく、門・屏を勝手に設けたことや、祭礼・神社修復の不執行などが続き、これらも村内で争論が起きる原因となった。当初、江口村庄屋の元右衛門と鏡島村庄屋の常右衛門がこの出入の仲裁役を任されていたが、不調となったため、小西郷村の当三郎も、これに加わってうまく収めてほしいと依頼されたのである。

大垣藩の郡奉行は、当三郎が取巻人として実績があることを承知していた。それは「先頃ハ長屋村へも内々出入有之候処、其方世話いたし相済候由ニ候」と、長屋村の争論を収めたことを引き合いにしたことからでも分かる。さらに郡奉行は、「村方役人不力ニ而、村方治り不申候へ共、毎度江戸表へ差出候義ハ、役所ニも不力之事ニ候間、何分世話いたし申候様可致候」と伝えた。「村役人の不力により村方が収まらない状況にある。しかし、毎度江戸表へ差し出す訴訟となれば、役所に力がないことを言うようなものである。ここは何とか世話をしてほしい」と懇願する。郡奉行が矜持を捨ててまでも、当三郎に仲裁役を要請したのは、当三郎の能力を高く評価したからである。当時の大垣藩預り地は121か村

に及び、役所が村内の争論解決に乗り出すことは困難な状況にあった。それゆえ他村の庄屋の力を借りることによって、もめ事を内済させ、和解に導こうとしたのである。

### ① 訴訟方の六兵衛グループと、相手方の甚吉グループ

訴訟の中心となった六兵衛は、代々庄屋を務める家柄で古田氏を名乗り、ほかに並ぶ者はいなかった。親の代の者は、六兵衛に対して協力的であったが、六兵衛の暮らし向きが悪くなると、六兵衛の言うことが通らなくなり、村の小入用をめぐって出入となることもあった。六兵衛の訴えに賛同する者は、本人を入れて35人であった。

それに対して相手方の甚吉は、村の小入用問題が発生した時に乗じて、庄屋二人制を提唱し、新たな庄屋となった人物である。村内で経済力を持ち始めた、上昇志向がある本百姓と見ることができる。甚吉たちが過去に起こした争論は、「上下出入」（袴出入）、「新門取立出入」などがある。袴を着用すること、門を取り立てることは、村方の指導的立場にある頭百姓に限られた特権であるから、上昇志向の甚吉は、この特権を得たいと強く思ったのであろう。新庄屋となった甚吉は、「六兵衛おしならひ、諸事同様」という扱いを受け、同姓の幸八、久米蔵、文七、与市、善六、幸内と徒党を作った。つまり、これまでの庄屋と同等の扱いを受け、一統の形成を目指したのである。

### ②内済の進め方

郡奉行から取唆人を頼まれた当三郎は、どのように内済を図ろうとしたのであろうか。

当三郎は、村方の事情を精査した上で「取唆済口証文之事」と題した私案を作成し、これを先ず訴訟方へ、次に相手方へ提示し「納得」を試みた。

第1回の私案提示は、6月9日に行われた。当三郎は、「双方申口相考、村方相取候様ニ愚直を以手段仕候」と記しているように、双方の言い分をよく聞き、村方が収まることを第一に考えて作成した。

- ・ 掬米を6石と定め、今後神畑として寄付するとともに、7人の請作により、掬米を毎年3度勘定する。神社修復料に充てる分については、神事執行を軽いものにして、余剰分を村のものとする。
- ・ 神社修復並びに祭礼なども近年怠っているため、7人の者が預かっているという作徳米6石を差し出し、神社修復に用いる。
- ・ 新開神畑の年貢、諸役、掬米の支配は、両庄屋（六兵衛、甚吉）が年番で執り行う。作人が掬米を滞納するような不埒があった時は、いつでも作人を替える。
- ・ 神社修復並びに祭礼などは、庄屋、年寄、五人組組頭の相談の上、古格を守り、時宜にしたがって執り行う。
- ・ 神社を修復した時は、新たに棟札を納めることなく、往古の棟札で文字が見えない場合はこれを写して納める。

この私案を庄屋六兵衛方へ提示したところ、六兵衛は主張していることが全く受け入れられておらず、相手方（甚吉の一派）が神畑と呼ぶことについて納得できないと返してき

た。惣作地であることは紛れもない事実で、毎年の検見帳にも惣作とあり、村役の押印がある。仲裁で改めて寄付地となるのであれば、納得できるというものであった。

次に甚吉方へ見せたところ、今すぐに返事することは難しく、この書付を貸してほしいと言ってきた。さらに甚吉は、先年神社の件で出入があり、その折に自分の棟札は、六兵衛の棟札とともに六兵衛方に盗まれたのだと言い、古い棟札が現在神社内にないことから、書付に「新規之棟札」や「往古之棟札」について載せる必要はないと主張した。

こうして、1回目の示談では解決に至らなかった。これ以後、当三郎は双方から主張点を記した書付を預かり、掟米のこと、神事祭礼こと、これまでの作徳米のこと、庄屋の年番のことなどを勘案して、第2回（7月1日）、第3回（7月6日）と「取喰済口証文之事」を作成して交渉に臨んだが、双方納得に至らなかった。

当三郎は、江口村庄屋の元右衛門と相談し、取喰人役の返上を決した。この時、「一々筆つくしかたく候」と記している。これまでの交渉に要した労力が無意味なものとなり、虚しさと腹立たしさを感じていたのかもしれない。

7月10日、当三郎と元右衛門は、大垣の役所へ参上し、代官衆へ3通の手段書を提出した。これまで仲裁を重ねてきたが、解決に至らなかったことを報告した。奉行から「この度は骨折であった。休んでほしい」「3通の書付は暫く留め置くので、そのように心得てほしい」と言われ、取喰人役を解かれた。

このように、当三郎の内済の進め方は、訴訟方と相手方の言い分を聞き、書面に認めさせて事実確認をした上で、双方が納得する方法（手段）を示し、和解を成立させるというものであった。中島村の誰とも利害関係がない第三者の当三郎であるから、「廉直を以」手段書を考えることができたと思われる。3度も「取喰済口証文之事」をまとめながら、結果的に相手方（甚吉の一族）が納得しなかったため、「手切れ」の形となり、当三郎と元右衛門は取喰人役を解かれたのであった。

「厚見郡中島村惣作地出入一件」は、閏5月23日から7月10日までの交渉に明け暮れた「悔し涙の結晶」と言うべきものであった。

## 2. 領主の転封・旧領復活による村方の動揺

小西郷村は、加納藩主安藤信成の転封の後、大垣藩預り所支配の幕府領となったが、程なく安藤家の旧領が復活し、元の私領となるという経緯をたどる。

### (1) 安藤家転封に伴う村方の動揺

方県郡下西郷村から分立した小西郷村は、本村と同じように江戸時代の半ばまで加納藩領であった。しかし、藩主の安藤信尹が宝暦5年(1755)、「行跡あしく、家臣の法度等よからざるのよし上聴に達し、不束の事」と、幕府の譴責を受け籠居・謹慎の身となったことから事態は急変する（『寛政重修諸家譜 第六輯』参照）。譴責の原因は、信尹が奢侈を好んで藩

の財政を悪化させたこと、重税に不満を抱く領民が強訴に及んだこと、そしてこの状況を憂慮した家臣らが謀って主君信尹を幽閉したことにある(『岐阜県史』通史編近世上)。幕府は、家督を次子信成に継がせ石高を6万5千石から5万石へ減らし、さらに翌6年5月21日、加納から陸奥国磐城平へ国替えを命じた。この処分により小西郷村を含む美濃国の安藤家私領は、大垣藩預りの幕府領となった。

この転封は、少なからず在地に混乱を招くことになった。

その一つは、安藤家の御用金返済である。この御用金とは、藩主の安藤信成(勝蔵)が私領28か村の「村請」を担保として、私的に江戸町人から借り受けたものである。借用の時期は分からないが、もし転封決定後のことであれば、混乱に乗じた、領主の身勝手な調達金と言えるかもしれない。

貸主の江戸町人は、返金が滞っていると幕府へ訴え出たため、債務を負う28か村の代表者は厳しい取り調べを受けることになった。町宿が仲裁に入り、村の高割で弁償することになったが、小西郷村では、弥藤治、類右衛門、勘右衛門が支払いを拒んだため、大垣藩の預り役所が呼び出して事情を聴取した。この3人の外にも納得できない者がいたことから、前領主が残した債務に対して、不満が募っていたものと思われる。この問題の発生は宝暦11年のことで、信成が転封処分を受けてから5年も経過している。大垣藩の預り地となっても、安藤家の私領であった村々は、同家で作った御用金という名の債務を負い苦しみ続けたのである[C151-15、C156-1]。

もう一つは、安藤家の重税政策である。

安藤家は、年貢米とは別に「夫米」と称する課役を領民から取り立てていた。領民はこの理不尽な課税を不満に思い、本巢郡10か村、方県郡8か村、席田郡1か村の庄屋が連名で、夫米の免除を大垣藩預り役所へ要望した[C151-14]。領民は、安藤家からの申し送り事項に夫米徴収の件が含まれていると危惧し、負担軽減を要求したのである。

しかし、48年後の享和3年(1803)、再び安藤家の支配地となり、村方は動揺する。

## (2)安藤家の旧領復活

前述したように、父の不行跡により余儀なく陸奥国磐城平へ転封となった安藤信成は、名誉回復のため忠義を尽くし、寛政5年(1793)に老中、翌6年侍従へと栄進した。そしてこの功績により、享和3年加増を賜り、旧領の復活を果たした。小西郷村は、この加増分に含まれており、再び安藤家支配の村となったのである。但し安藤家の城地は磐城平にあったため、美濃国内の領地は飛び地として、厚見郡切通村に置かれた出張所(陣屋)が現地を支配した。この体制は幕末まで続き、明治2年(1869)4月20日、切通陣屋の事務は笠松県へ引き継がれた[A4-(6)-108「巻番 公用笠松出勤日記」]。

安藤家の旧領復活、事務引継ぎの様態を、小西郷村庄屋の小島市左衛門がまとめた享和3年の日記から詳しく知ることができる[A3-(1)-78]。ちなみに市左衛門は、第10代の当主で、文化7年(1810)に行年43歳で亡くなっている。

日記は「大垣御預所より安藤対馬守様御替地ニ御引渡相成候一件」とあり、今回の領主

交替について特別に記録したものである。その記述から、次のように引き渡されたことが分かる。

- 旧領復活の前触れのようなものが享和3年春にあり、この時「私領渡并分郷等ニ相成候而差支」はないかと預り役所から尋ねられて、村は「御私領等相成候而ハ甚以差支候」と返事した。このような問い合わせがあること自体、いよいよ「私領渡」になるのではないかと、村内は騒がしくなったという。このことから、村は幕府領から私領となることを快く思っていなかったことが分かる。先の宝暦年間に、辛酸をなめたことが影響しているかもしれない。
- 預り役所は、「久敷相馴染候村々故、よき様ニ申届ヶ置候間、致安心騒キ不申」ようにと伝えて、動揺を落ち着かせていた。
- 12月5日、美濃郡代が対象となる村々を笠松へ呼び出して「安藤対馬守様へ御替地ニ御渡」になったと噂が広がり、大変驚いたと記している。そして翌6日、笠松の様子を話題にしていたところ、「明七日、御召出」があると耳に入り、大垣へ出発したとある。このことから、はじめに美濃郡代支配下の村へ安藤家私領となることが伝えられ、次に大垣藩預り所支配下の村へ同様の沙汰があったと思われる。
- どの村が安藤家の私領になるか噂が絶えず、「風聞評議まちまち御座候」の状況であった。6日昼頃大垣に着いて、預り役所へ出頭しても、明日来るようにと言われたため、代官の井道茂十郎宅へ挨拶に行ったとある。7日に役所へ出頭したところ、「今度安藤対馬守様へ御替地」になると申し渡された。役所の代官は、「永々相馴染候村々、今度御引渡相成候段、扱々名残惜ク」思うとともに、年々凶作が続き困窮していることから、年貢の取立については配慮するように引き継ぐと申し伝えている。申し伝えた役人は、郡奉行の宮崎治郎兵衛、水上彦太夫、山岸万右衛門、代官の井道茂十郎であった。
- 12月11日、庄屋の市左衛門と年寄の和七は、預り役所へ引継ぎに関する要望書を提出した。小西郷村が安藤家の私領となることについて心配したことは、年貢のかけ方と支払い方法にあった。8日に書いた案文には「此後御私領ニ相成候而ハ如何様之難渋相成可申歟」と今後のことを案じている。小西郷村は筵田井水（席田用水）の乙井組に属したが、流末の村であったため、水行が悪く、日照りが続けば早損を招く恐れがあり、年貢のかけ方については、厚い憐憫をお願いしたいと伝えている。具体的には、これまで田は検見にて、畑は定免にて年貢率が決まり負担が重くならないように配慮されてきたが、今後も続けてほしいこと、さらに年貢の支払いが不足した時は、借入金により補填する「裏印証文」を今後も認めてほしいというのである。幕府領下の小西郷村は、「是迄年々御廉直之御成箇」により何とか維持できたことから、「私領渡」となっても、御憐憫と御慈悲の上、安藤家へこの旨を伝えてほしいと役所へ要望した。
- 12月17日、市左衛門は加納宿の二文字屋において、磐城平藩から来る役人の名前を知るところとなった。郡奉行は九里半左衛門、勘定奉行は小山六右衛門、代官は秋間仁右衛門と杉本用蔵である。



- 12月23日、市左衛門は先に聞いた役人名のうち、小山と杉本は三河領の陣屋付になることを知った。美濃領担当は奉行の九里半左衛門、代官の秋間仁右衛門、目付の広瀬水右衛門らであることを正式に聞いた。
- 安藤家引渡日が12月25日となり、前日の24日、市左衛門は百姓代の左平治と共に大垣へ向かった。
- 大垣の郷宿で待機していた市左衛門は、25日四つ時頃呼び出しがあり、本町本陣の奥庭へ出向いた。
- 引渡の場では、郡奉行の宮崎治郎右衛門が、「今度安藤対馬守様御替地被仰出候而、土井大炊守様より御勘定奉行関川彦衛門様へ被仰渡御達」の趣をもって、今日引き渡すことを村々の役人へ伝えた。また磐城平藩の九里半左衛門は、「今日御引渡相成候間、以後是迄通入念相勤可申、尚追々可申渡」と述べた。
- 安藤家の役人は、加納宿の太田屋に止宿。29日、領下村庄屋の彦蔵方へ引き移った。
- 享和4年の年始挨拶は、4日に大垣の役人へ、5日に領下村に滞在する安藤家の役人へ行うことになった。
- 年始挨拶の時に献上する品は、筆頭役人の奉行九里半左衛門には「大直紙三束」など、役職に応ずるものとし、方県郡と本巢郡の村々は合同で贈ることになった。またその代金は村割にされた。

小島市左衛門の日記から、安藤家の担当役人は享和3年12月に派遣され、旧領の引渡は同月25日に大垣の本町陣屋で行われたことが分かる。村役人は前日から大垣に待機していることを命じられ、市左衛門も百姓代の左平治と共に同地へ向かったのである。また、安藤家の役人は、陣屋を設ける前に、領下村の庄屋彦蔵宅を仮事務所に使っていたことも明らかとなった。

### 3. 農業用水をめぐる出入と内済

本巢郡、方県郡一帯の田地は、根尾川の山口から取水する真桑用水と席田用水に頼るところが大きく、両用水の取水割合も利用する組合村々の総石高に応じて、4対6とする慣習が続き、取水口の幅はこの比で定められていた。

小西郷村は、席田用水の乙井口から水を引く「乙井組」に属していた。この組に加入する村は、上之保・郡府・北野・石原・春近・小西郷・三橋・西改田・仏生寺・芝原・北方・柱本・加茂の13か村であった。しかし、小西郷村の位置は乙井組の中でも流末にあたり、日照りが続くと、田地の灌水に困窮することが度々発生した。特に同村の西に位置する本巢郡北野村と取水をめぐる出入（争論）となることが多く、内済に至らない時は訴訟事件に発展し、双方の村役人が江戸の寺社奉行所へ赴かなければならない局面に瀕した。

天保8・9年（1837～1838）の訴訟を例にしてみよう。これは、同9年4月に小島与市（第12代当主当三郎光純のこと）がまとめた「北野村より相懸り候用水出入 済口始末口

上書」によるものである。北野村と小西郷村の間で、用水の引き込みをめぐる争論が発生し、双方納得するような解決に至らず、江戸の寺社奉行所へ赴く事態となったことが、詳しく記されている。事の発端は、席田用水末流の上横井口について、北野村は自村へ水を多く取り込もうと口の幅を2尺9寸にすると主張したが、小西郷村は、宝暦年中に井頭と調整した1尺8寸が正しいと抵抗したため争論となったのである。小西郷村の惣代は与市、北野村の惣代は吾助、寺社奉行所の担当は大熊善太郎であった。しかし、北野村の吾助は間もなく体調を崩し帰郷したため、兼帯庄屋の七右衛門が代わりを務めることになった。

訴訟の過程で、北野村が上横井口を1尺8寸と妥協する一方で、外に5寸広げてほしいと要求すると、小西郷村は灌水を得られるように山西口を広げてほしいと応酬し、対立が一層激しくなった。奉行所は「未だ熟談が調わないと聞いているが、強情極まりない。今後奉行所の指示に対して承服しないようであれば、両村ともに灌水しないことにするが、それでよいか」と一喝し、双方に妥協点を見出すように強く求めたのであった。これが天保9年2月9日のことで、北野村の惣代理となった七右衛門は、奉行所で叱責を受けたことに恐縮し、上横井口の幅を1尺8寸にすると譲歩しながらも、同所の5寸拡張に応じてくれたら、山西口の5寸は認めようと言ってきた。しかし、これでは小西郷村の利にならないと考えた与市は、日延べ策に転じた。

このように、なかなか妥協点を見出せない両村は一時破談しかけたものの、山前川の幅を7寸5分にする方向で済口議定書を取り交わすこととなり、江戸の寺社奉行所立ち合いの訴訟案件は、天保9年4月14日にひとまず決着した。天保8年11月11日に参府した与市は、訴訟のために約5か月間、江戸逗留を余儀なくされたのである。

#### 4. 光純と呉郎作の関係について

第12代当主当三郎光純は、前述したように若い頃与市と名乗り、農業用水の取り入れをめぐる北野村と対立し、訴訟問題となったため、その解決に向けて交渉に当たった人物である（以後光純とする）。また、慶応3年（1867）美濃郡代の岩田鋏三郎は、後任の屋代増之助へ渡した引継書「別申送書」の中で、美濃国内の磐城平藩領における有能な人物として、領下村の遠藤重平とともに光純の名を挙げた。具体的には「板谷川為築登堤并糸貫川伏越樋等二付、年来立入骨折、為筋取計候もの」とし、水利土木事業に尽力したと認めているのである（『岐阜県史』史料編近世二・700頁）。

文化10年（1813）生まれの光純は、飯沼慾齋の三女多治（たい）と結婚したが、実子に恵まれなかった。一方、光純の弟で7歳年下の呉郎作は、飯沼慾齋の孫津多（つた）と結婚し、呉一郎と柳（りう）の一男一女をもうけていた。

二人の父である第11代当主の小島当三郎光副は、安政元年（1854）12月17日に亡くなった。しかし弟の呉郎作は中陰の期間中、喪に服すことなく、月代の髪の毛を長く伸ばし、

大勢と遊興に耽っていた。このような事態を憂慮した兄の光純は、呉郎作へ手紙を送り、諫める事態となった〔C51-1 と C51-2〕。

光純の手紙から、呉郎作は西改田村の教徳寺僧侶も誘い、仲間と酒盛りをしていたことが分かる。しかし、光純は呉郎作の所業を直接見たわけではなく、「世間より申聞候」とあるように、呉郎作の風評が光純に伝わってきたものと思われる。

光純が呉郎作を諫めた言葉をここに挙げてみたい。

<p>C51-1 (安政2年2月7日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以之外之評判</li> <li>・実々以、外道之所業</li> <li>・我家滅亡之基と歎ヶ敷存候</li> <li>・世間より申聞候ニ付、他之人口ふさぎかたく</li> <li>・中陰相慎可被尽</li> <li>・一村を長たるもの小前のひちん（披陳）を請候次第にてハ、何分不相納</li> <li>・家内を欺キ、不埒之身持いたし候ものハ、心中汨乱いたし候事</li> <li>・先祖代々、父母之御恩ハ相弁</li> <li>・何とそ当家無難ニ</li> </ul>	<p>C51-2 (安政2年2月9日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・向後相慎専一ニ存候</li> <li>・是等之儀、衆評ニかけ候而は、貴様と合気いたし不申など世間之取沙汰を請候而は心外之至、且ハ先祖之穢、第一ニは親達之恥</li> <li>・手前ハ世間之心之事ゆへ、友達之ものハ不及申、思ひもよらぬものより察当を請、面目も無之仕合</li> <li>・他之誹謗を請候所業、殊ニ村内小前之もの共ニもあなとられ</li> </ul>
--	---

光純の立場は、家長として小島家を守ることが何よりも大切で、当家の滅亡につながることは絶対に避けなければならなかった。先祖・父母の「御恩」をよくわきまえるとともに、世間から誹謗されることは、先祖に対する穢れとなり、親の恥であると強く意識すること。そして一村の長たる者は、小前の者共に侮られるような振る舞いを絶対にしてはならないと、呉郎作へ注意したのであった。

このように、美濃郡代からも有能な人物として評価されていた光純は、小島家を守ることを矜持とし、弟の所業を「言語道断」「不埒」「外道」のことに戒めたのである。家父長的、保守的とも言える光純に対して、弟呉郎作は、父の忌中に月代を伸ばし酒盛りに興じるなど、因習に縛られない性格で自由な生き方を満喫していた。大垣の飯沼慾齋に科学の手ほどきを受けたのも、新しい学問に興味があったからである。

しかし、小島家の行く末を案じた光純は、弟の呉郎作を養子として庄屋役を継がせ、自身は庄屋後見人という立場で呉郎作を支えていくことにした。

## 5. 明治3年の「五人組御仕置帳」

小西郷村は、享和3年（1803）に磐城平藩主安藤家の私領となり、これ以降、美濃国内の安藤家領・飛び地1万8000石余を管轄する切通役所の支配のもと、明治維新を迎える。幕末の安藤家当主は、老中を務めた信正であった。信正は、大老の井伊直弼暗殺後、幕閣の中心となり公武合体論を推進したが、いわゆる坂下門外の変で失脚すると、隠居の身となりながらも藩政の実権を握り続けた。さらに戊辰戦争時は奥羽越列藩同盟に加わり、新

政府軍に対抗した。

新政府の東征軍が迫るなか、切通陣屋では領主の安藤氏に従うか、新政府軍へ恭順するか、決断を迫られていた時、光純をはじめとする村役人は、新政府軍に従うことを進言した。切通役所は、この進言を受け入れ、新政府軍と対立することを回避することに努めた。その甲斐があったのか、陣屋の代官九里銚三郎、和田厚太郎らは、明け渡しを求められることなく、明治2年(1869)4月20日に笠松県へ引き継ぐまで現地に留まることができた。

翌3年3月、小西郷村の庄屋後見人光純をはじめとする48人の百姓が、「五人組御仕置帳」を作成した〔A40-(1)-1〕。

この仕置帳は、全66か条にわたる村の遵守事項について、村人が連印し誓約した文書である。文末に「前書之御ヶ条奉拝見大小之百姓、此五人組ニ耆人も除候もの無御座候、御ヶ条書、則庄屋方ニ写置申候而、御申付之通、為読聞、一ヶ条宛致合点、急度相守可申候、若此旨背候ハハ、如何様之曲事ニも御申付可被下候」とある。村の者に読み聞かせて一ヶ条ずつ理解し必ず遵守させるものとし、もし背くような者がいたら、どのような罰でも与えてほしいと述べているのである。宛て先は不詳であるが、第62条に「当県役人、或ハ役人之召仕杯と申す者が、印判もない書付を持参し、何事かを言ってきたも「一切承引不仕」と定めていることから「当県」は笠松県を指し、この仕置帳は管轄の笠松県へ提出したものと推察される。

小西郷村は、安藤家から笠松県の管轄となり、村政の安定をはかるべく、前時代の仕組みを踏襲して「五人組御仕置帳」を作成したのである。笠松県の立場からすると、新しい時代となっても、旧来の村組織を生かしながら百姓の順法意識を促し、村の秩序・治政を維持しようとしたのではないかと思われる。

## おわりに

近世の小西郷村は、支配者が加納藩、幕府(大垣藩預り役所)、磐城平藩と度々移り変わるが、村の民政を預かる庄屋は、村の秩序を堅持するために頭百姓で村役を固め、脇百姓の上昇志向を抑えようとしていた。これは小西郷村に限ったことではなく、当時の庄屋層は、仕来りや旧習を重んじ、先祖伝来の田地を継承すべく、家や村を守ることに腐心したのである。その中で、第8代当三郎のように他村のもめ事について仲裁役を任された人間、第10代市左衛門のように小西郷村が再び安藤家の私領となるにあたり、村方が動揺しないように尽力した人間、第12代当三郎光純のように隣接する北野村との井水問題解決に向けて奔走した人間、そして第13代呉郎作のように笠松県の管轄となっても、五人組の仕置帳をまとめて、村の秩序を守ることに努力した人間など、様々な人材を輩出した。

このような家風は、明治という新しい時代を迎えて一転し、開明的な事業へ進出することになる。この続きは、第62集で述べることとする。